

大津市立学校の教職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画の策定について

令和8年3月16日

大津市教育委員会事務局 教職員室

実施計画の概要

令和 7 年 6 月に成立した改正給特法に基づき、
サービスを監督する市教育委員会として、
給特法第 8 条に示されている

「業務量管理・健康確保措置実施計画」を
文部科学大臣が定める指針および
第 4 期大津市教育振興基本計画に即して策定する。

1. 計画の趣旨

第4期教育振興基本計画

「一人ひとりが輝き、ともに未来を創る大津の教育」
の実現に向けた、子どもたちの学びの充実

【働き方改革の目的】

- ・ 子どもたちの学びを支えるため、教職員の
「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、
子どもたちによりよい教育を行うことが目的

2. 大津市の現状

- 平成29年より、働き方改革推進員会で検討し校務支援システム、留守応答電話、保護者連絡ツール導入等の取組を推進
- 「教員の業務量の管理等に関する規則」に基づき、在校等時間の管理及び縮減を推進

【令和6年度】時間外在校等時間

小学校 年平均月31.3時間（県37.8時間）

中学校 年平均月39.7時間（県45.9時間）

3. 目標、期間、対象

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月…45時間以下の割合を100%
- 1年間…月平均30時間程度

※第4期市教育振興基本計画R11目標
小25.6時間 中31.6時間

3. 目標、期間、対象

(2) 働きがい等に関する目標

- ・ 年次有給休暇取得 年16日以上
 - ・ ストレスチェック 高ストレス10%以下
 - ・ ストレスチェック
- | | |
|----------|------------|
| 働きがいについて | 肯定的回答93%以上 |
| 仕事に満足か | 肯定的回答80%以上 |

3. 目標、期間、対象

計画の期間 令和8年度～令和11年度

対象 給特法第2条2項に規定する教育職員と
それ以外の職員

4. 業務量管理・健康確保措置の内容



OTSU
大津市

Lake Biwa

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務改善

(ア) 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な
見守り活動等
- ②放課後から夜間における街頭補導の指導
- ③地域の関係者間の連絡調整等
- ④保護者からの過剰な苦情等の学校では
対応困難な事案対応

4. 業務量管理・健康確保措置の内容



OTSU
大津市
Lake Biwa

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務改善

(イ) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①調査回答・広報発信・ICT機器等の管理
- ②学校施設の管理
- ③児童生徒の休み時間における安全配慮
- ④校内清掃
- ⑤部活動

4. 業務量管理・健康確保措置の内容



OTSU
大津市
Lake Biwa

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務改善

(ウ) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ①給食時間における対応
- ②授業準備、学習評価や成績処理
- ③学校行事等の準備運営
- ④支援が必要な児童生徒等の対応

4. 業務量管理・健康確保措置の内容



OTSU
大津市

Lake Biwa

(2) 学校における措置の推進

教育課程や日課表等の見直し

(3) 教職員の健康及び福祉の確保

医師による面接指導等

(4) 教職員の働きがい向上の取組

- ・教職員の働きがい向上のための研修の実施
- ・管理職の業務改善による
学校運営マネジメントの充実

5. 関連する取組

- 実施状況の確認と毎年の公表（市HP）
- 総合教育会議での報告
- 学校の状況確認と個別の支援・指導
- 学校運営協議会における協議を踏まえた
各学校の取組の充実
- 市長部局と連携しての保護者・地域の理解の促進
及び必要な予算と人員の確保